


所管部課	子育て支援部	子育て支援課	部長	吉沢 寿子			
件名	東大和市母子家庭及び父子家庭自立支援給付金支給規則の一部を改正する規則について			区分	○		1 審議事項
関係事項	条例規則						
	部課機関						
<p>1. 要 旨</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業の実施について」の一部改正に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支給対象講座について、雇用保険法に規定する訓練給付金のうち、「一般教育訓練の講座」を対象とすることを明確化する。取扱いに変更はない。 ・その他、文言の整理。 <p>(2) 施行日</p> <p>公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>特になし。</p>							
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>文書課において審査済み</p>							
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p> <p>特になし</p>							
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議における審議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>							
<p>5. 審議結果</p>							

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。